

「社会福祉法人雄和福祉会 退職金制度」について

当法人では、常勤職員に対して下記の退職金制度に加入しております。臨時職員、嘱託・パート等については「1年以上継続雇用される職員」「労働時間が就業規則に定める正規職員の3分の2以上の職員。

秋田県民間社会事業福利協会

福利協会は、県内における民間公益事業の発展に寄与するため以下のような業務を行っています。

(1) 退職共済事業

(2) 福利厚生事業

1. 講座、セミナー、育成事業(メンタルヘルス、接遇マナー等の講習会)
2. 余暇活動への支援(会員交流事業ほか)
3. 各種慶弔給付事業
4. 割引優待斡旋事業(ほほえみカード/企業等提携)

(3) 広報誌発行事業

(4) 福利厚生センター業務委託事業

- ・掛金について(毎月給与からの天引きとなります。)本人の掛金基準給月額 35/1,000+負担金 400 円事業主掛金基準給月額 35/1,000

福祉医療機構「社会福祉施設職員等退職手当金共済制度」

福祉施設などに勤務されている方のための退職金制度です。

1. 掛金は事業主全額負担となっております。
2. 家庭の事情やご結婚等で退職した後の復職や他の法人に転職した場合に、退職金を受けずに、期間を合算(通算)出来る仕組みがあります。被共済期間が1年以上あり、退職後3年以内であれば、再び、この制度に登録している施設に勤務して加入した場合、期間を合算できます。法人間の合意で期間継続する制度もあります。